

平成 27 年 2 月 13 日
総合政策局公共交通政策部
参事官（総合交通）

「交通政策基本計画」の策定について

1. 概要

交通政策基本法(平成 25 年法律第 92 号)に基づき、本日、初となる交通政策基本計画が閣議決定されました。本計画は、我が国の交通政策の長期的な方向性を踏まえつつ、政府が今後講ずべき交通に関する施策について定めています。

(1) 計画期間

2014 年度（平成 26 年度）～2020 年度（平成 32 年度）

(2) 基本計画の構成

○交通に関する施策の基本的方針

現在の社会的経済的課題に対応した交通関係施策を、以下の 3 つの基本的方針の下で推進。

A. 豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現

B. 成長と繁栄のための基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築

C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり

○交通に関する施策の目標

交通政策基本法の規定を踏まえつつ、計画期間内に目指すべき目標及びその趣旨を記載するとともに、目標に向けた達成状況を評価するための数値指標を設定。

○交通に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

目標の各々について、計画期間中に取り組むべき主要な施策として、これまでの取組を更に推進していくものに加え、取組内容を今後新たに検討するものについても、積極的に記述。

2. 閣議決定日

平成 27 年 2 月 13 日(金)

○問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部参事官（総合交通）付

澤田、森田、多田（内線 54903）

（直通）03-5253-8274 （代表）03-5253-8111